

全国海運組合連合会  
第307回理事会議事録

日 時 平成25年3月19日(水) 12:00~14:30

場 所 神戸市・生田神社会館・4階会議室

出席者 理事44名(別紙名簿の通り)

議 題

1. 理事交代の件
2. 臨時総会開催の件
3. 平成28年度以降の納付金単価に係る件
4. 平成25年度海事局関係予算決定概要及び税制改正要望結果の件
5. 第55回通常総会開催要領の件
6. 来期役員並びに委員改選に係る件
7. その他
  - イ. 諸法制見直し検討委員会(仮称)設置の件
  - ロ. 無断改造等船舶に係る過怠金適用に関する理事会決定の一部改正の件
  - ハ. その他

議 事

定刻、事務局より過半数の理事の出席を得て本理事会は適法に成立した旨報告し、定款の定めにより小比加会長が議長となり開会挨拶の後、議事に入った。

議 題 1. 理事交代の件

議長の指示により事務局は、当該組合から提案のあった理事交代願いについて、以下の通り説明した。

(敬称略)

提案組合：兵庫海運組合

(新)  
大 東 洋 治  
(兵機海運株式会社・代表取締役社長)

(旧)  
加 藤 榮 一  
(加藤海運株式会社・前社長)

議長が本件を諮った処、全員の異議が無く承認された。

## 議題 2. 臨時総会開催の件

議長は、議題 1 の役員変更は総会事項であることから、本理事会を一時中断し、臨時総会開催要領に基づき、臨時総会を開催したい旨提案し了承され、直ちに本理事会の一時中断を宣した。

(理事会再開)

## 議題 3. 平成 28 年度以降の納付金単価に係る件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り説明した。

本件については昨年 5 月 17 日、内航総連合会と国交省との間で合意案が纏められ、その折、今後は国交省と関係当局(財務省・公取委)との協議が行われることとなっており、予断は許さない状況である旨報告してあるが、その後予算出動をしている事業に対して、有効に使用されているか、政策目標に照らして適切な制度設計になっているか、財務省に於いて予算執行調査が行われ、調査結果が分析されて今後の改善点・検討の方向性が打ち出された。

その結果、内航総連合会に対し、①政府保証限度額を毎年確実に引き下げること、②新規建造と代替建造の差を解消することにより、内航海運の構造改善や活性化等の政策目標に整合的な制度とすること、が求められている。

即ち、C 単価とされる新規建造であれ、船型拡大であれ、A 単価と同様の船舶を建造するものは A 単価との格差を是正し統合すべし、(B 単価に該当するものも同様)との指摘であり、非常に事柄の重い指摘となっている。

国交省と財務省との協議の中から、イメージとして考えられたのが「統合イメージ」の資料であり、5 組合はそれぞれ「統合イメージ図」を基に執行部等で検討され、それを纏めたのが 5 組合意見の一覧表である。

当全海運は小比加会長の私案を基に正副会長会議で検討を行ったが、多様な意見が出ており、部会・委員会等での更なる検討が必要であることから、結論を得るには或る程度時間を要す、と回答した処である。

更に、当全海運は小比加会長私案を基に 2 / 18 砂利船部会、並びに輸送部会を開催し、検討を行った。

又、その後総連合会事務局案も提示され、3 / 12 船主部会、並びに活性化 P T で検討を行った。

結論は出していないが、

①合意案のまま実施し、その結果暫定措置事業が早期に終了してもやむを得ない。

②出来るだけ合意案を長期間継続すべし。

③現行のように毎年漸減する方式で良い。

等々種々の意見が出された。

又、仮に統合案を受け入れるにしても経済変動がどのようになるか分からない現時点において、10 年間固定するのは問題であり、途中の段階での見直し条項を入れるべきだとする意見があった。

何れにしても、今後地区組合等に於いても検討願うこととなる。

なお、各部会等に於ける審議状況については、それぞれ斉藤砂利船部会長、塚本輸送部会長、岡本船主部会長、藏本活性化 P T 委員長から報告が行われた。

以上の後、議長は、各位に意見を求めた処、

○統合案を拒否することが可能なのか。

○債務完済後は自由建造になり、業界の組織はどうなってしまうのか心配だ。総連合会不要論も出ているが、それで良いのか。

等々の意見が出され、これらに対して議長は、

※統合案受け入れ拒否は正直なところ不可能である。

※当全海運の活性化PTにおいて、地方組合のあり方、5組合のあり方等を含め検討することになっているが、その都度緊急案件が発生し、議論が進んでいない。組織の求心力を何処に求めていくかについては当然検討すべきであると考えている。

と回答し、更に、本日提案の単価格差是正による統合案は、全海運理事会決定である先の合意案を変更することとなるが、変更を受け入れることの可否について各位に意見を求めたが特に無く、統合案受け入れはやむを得ないとして了承された。ただし、格差是正による統合に至るまでの期間、下げ幅、統合の時期等についてはこれからの議論とすることを確認した。

#### 議 題 4. 平成25年度海事局関係予算決定概要及び税制改正要望結果の件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り説明した。

##### 【平成25年度海事局関係予算決定について】

平成25年度の海事局関係予算が決定し、総額295億6千万円となった。内航海運関連については、海上交通の低炭素化等総合事業として予算額2億6千万円で、前年度同様船舶の省エネ化に資する改造等に対して内航船は原則1/3を補助するというものである。ただし、耐用年数マイナス5年以上の船舶を優先する。

更に、船員雇用促進対策事業費補助金として予算額1億5千万円。内航船員の計画的な確保・育成が重要であるとの観点から、船員計画雇用促進等事業として新規船員資格取得促進助成金（新人船員に必要な資格の取得費用の1/2を助成）上限15万円/1人。船員計画雇用促進助成金（新人船員を最大6ヶ月試行雇用した場合）最大36万円/1人。合計最大51万円/1人が助成されることとなる。ただし、管理船舶3隻以上又は雇用船員20人以上の内航海運事業者が対象となり、新規資格取得促進助成金は6級海技士（航海）の資格取得費用、船員計画雇用促進助成金の対象者は船員教育機関卒業生以外の者に限られる。

##### 【平成25年度・国交省海事局関係税制改正要望結果概要について】

本年1/29、平成25年度税制改正大綱が閣議決定され、これに伴い、国交省海事局関係の内航海運については、低炭素化時代・地域振興関連税制の一環として「環境負荷低減に資する船舶に係る特別償却制度」の2年間延長が認められた。

なお、正式には今国会で3月に成立する予定である。

具体的には、環境負荷低減に資する船舶に係る法人税等の特別償却制度（80/100等）について、内航船舶については、電気推進船を除く船舶について設備要件の一部見直しを行った上で、2年間延長するというものである。

1. 期 限（個人・法人）平成25年3月31日→平成27年3月31日

2. 特償率等

イ. 高度環境低負荷船（電気推進船等）：特償率 18/100

ロ. 環境低負荷船 : " 16/100

3. 設備要件等 国土交通省告示に定める

4. 根拠法令 租税特別措置法第11条及び第43条

#### 議 題 5. 第55回通常総会開催要領の件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り説明した。

第55回通常総会を以下の要領で開催することとしている。

開催日時 平成25年6月19日(水) 16:00~16:45(予定)

開催場所 ホテルルポール麹町・3階マール

## 議 題

第1号議案 平成24年度事業報告書及び収支決算書・財産目録・貸借対照表承認の件

第2号議案 平成25年度事業計画(案)並びに収支予算(案)承認の件

第3号議案 平成25年度徴収賦課金分担(案)承認の件

第4号議案 役員全員任期満了による改選の件

第5号議案 その他

以上の後、議長が本件を諮った処、全員の異議が無く承認された。

## 議 題6. 来期役員並びに委員改選に係る件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り説明した。

### 【平成25年度役員(理事及び監事)の改選に係る推薦要領について】

- ①役員(理事)候補者の推薦人数は、従前同様、会員組合の所属組合員数を基に算出した議決権個数、及び全海運事務局より会長推薦1名を加えた人数とする。
- ②議決権個数の算出方法は、改選期である平成25年4月1日現在の海運組合に所属する組合員数(但し、休業中を除く賦課金対象組合員とする)に基づくものとする。
- ③尚、全海運理事・委員定年制規約の定めにより平成25年4月1日現在で満71歳未満の者とする。
- ④また会長は、定款に定める理事定数の範囲内で上記の議決権に基づかない、所謂調整理事候補者を指名推薦出来るものとし、もとよりこの調整理事についても当然理事会、総会の承認を要する
- ⑤尚又、調整理事の所属組合には、議決権による推薦理事と同様の内部処遇方を要請する。
- ⑥監事については、従前同様、現在就任されている会員組合に推薦を要請する。

### 【平成25年度部会及び委員会委員改選に係る推薦要領について】

- ①部会(船主部会、輸送部会、砂利船部会)の委員候補者推薦人数は、従前同様現在の就任人数について会員組合に推薦を要請する。
- ②委員会(総務委員会等5委員会)の委員候補者については、会員組合から推薦願うが、委員会の目的を考慮し従前同様、正副会長会議において人選する。
- ③又、全海運理事・委員定年制規約の定めにより部会及び委員会委員の年齢は、平成25年4月1日現在で満71歳未満の者とする。

現在就任部会・委員会委員総数112名の推薦を願うこととなる。

以上の後、議長が本件を諮った処、全員の異議が無く承認された。

## 議 題 7. その他

議長の指示により、事務局は大要以下の通り説明した。

### イ. 諸法制見直し検討委員会(仮称)設置の件

三部会において、船主経済向上を目的としてコスト負担を軽減するため、各部会から若干名の委員を選出してワーキンググループを設置することについては、平成25年1月23日開催の第306回理事会に報告した通りである。

今般、以下の事項を提案したい。

- ①名称を「諸法制見直し検討委員会」に変更し、目的事項完了時に解散とする臨時委員会とする。
  - ②旅費支給委員会とする。
  - ③委員会の性格上、代理出席は認めない。
  - ④海工務の専門的分野について意見を求めるため、他業界の専門家等にオブザーバーとして出席を求めることが出来る。
- なお、別途委員会規約を作成し、総務委員会の議を経て、理事会に提案したい。

以上の後、議長が本件を諮った処、全員の異議が無く承認された。

### ロ. 無断改造等船舶に係る過怠金適用に関する理事会決定の一部改正の件

無断改造の場合、増加トン数・違反期間によってランク付けした定量的な過怠金が定められているが、最近、特殊船が条件以外の航路に就航したり、条件以外の積荷を積載したりするケースがモニターされ懲罰委員会に付託されたが、この種の場合はケースバイケースで処理されてきており、懲罰に不公平が生じることは好ましくないとして、無断改造以外の条件違反についても資料の通り、定量的な過怠金を定めたものである。

以上の後、議長が本件を諮った処、全員の異議が無く承認された。

### ハ. その他

平成24年度上半期輸送実績について、並びに同一船舶による定期用船料調査結果の概要(貨物船・油送船)について、資料に基づき説明を行い、了承された。

以上の後、議長が全般に亘って意見を求めた処、船員雇用促進対策事業費補助金の説明の中で、管理船舶3隻以上又は雇用船員20人以上の内航海運事業者が対象となる、とのことだったが、両方受けようとする場合はその通りだが、片一方のみの場合はその縛りは無いと解釈しているが如何、との質問があり、追って確認する旨回答した。  
(後日、上記の通りであることを確認し、回答した。)

以上で全ての審議事項が終了したので、議長は議事録署名人として議長の他、寺岡副会長、高木専務理事を指名し、14:30閉会を宣した。

以 上